本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき（当該健康保険組合が、当該事業主に対し、当該被保険者の氏名に係る情報の提供を求めないときに限る。）を除く。）。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九～十三　（略）	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九～十三　（略）

本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときを除く。）。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

改正後	改正前
十三の二　不動産特定共同事業の許可、小規模不動産特定共同事業の登録、特例事業及び適格特例投資家限定事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び適格特例投資家限定事業者の監督に関すること。 十四～四十七　（略） （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九～十三　（略） 十三の二　不動産特定共同事業の許可、特例事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者の監督に関すること。 十四～二十六　（略） （建設産業第二課の所掌事務） **第八十三条の三**　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 四・五　（略）	十三の二　不動産特定共同事業の許可、小規模不動産特定共同事業の登録、特例事業及び適格特例投資家限定事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び適格特例投資家限定事業者の監督に関すること。 十四～四十七　（略） （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九～十三　（略） 十三の二　不動産特定共同事業の許可、特例事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者の監督に関すること。 十四～二十六　（略） （建設産業第二課の所掌事務） **第八十三条の三**　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 四・五　（略）